

許可番号 08222067068号

産業廃棄物処分業許可証

住所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号  
氏名 株式会社 カナザワ  
(法人にあつては名称 代表取締役 金沢 幸一  
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた  
者であることを証する ~~第14条の2第1項~~

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



許可の年月日 令和2年12月25日  
許可の有効期限 令和7年12月24日

1. 事業の範囲

事業の区分

(1) 中間処理（圧縮）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、以上8種類  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 中間処理（減容）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る）、以上1種類  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 中間処理（飼料化）

産業廃棄物の種類

動植物性残さ、以上1種類  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(4) 中間処理（堆肥化）

産業廃棄物の種類

動植物性残さ、以上1種類  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(5) 中間処理（破砕）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製  
品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁  
器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、以上8種類  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(裏面につづく)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理 (圧縮)

① 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の圧縮施設

[渡辺鉄工(株)製 LBP-1811-150A型]

設置場所 鹿児島市本城町720番1、720番4、707番1

設置年月日 平成27年12月3日

処理能力 廃プラスチック類 176.8t/日

紙くず 164.8t/日

木くず 108.8t/日

繊維くず 76.8t/日

ゴムくず 138.4t/日

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

156.8t/日

がれき類 263.2t/日

② 金属くずの圧縮施設

[渡辺鉄工(株)製 SCP2-600型]

設置場所 鹿児島市本城町720番1、720番4

設置年月日 平成27年12月3日

処理能力 20.8t/日

(2) 中間処理 (減容)

廃プラスチック類の減容施設

[(株)山本製作所製 RE-E502型]

設置場所 鹿児島市本城町720番1、720番4

設置年月日 平成27年12月3日

処理能力 0.4t/日

(3) 中間処理 (飼肥料化)

動植物性残さの飼肥料化施設

[みのり産業(有) M-30型]

設置場所 鹿児島市本城町720番1、720番4

設置年月日 平成27年12月3日

処理能力 2.59t/日

(4) 中間処理 (堆肥化)

動植物性残さの肥料化施設

[東洋商事(株) DNW-1000型]

設置場所 鹿児島市本城町720番1、720番4

設置年月日 平成27年12月3日

処理能力 2t/日



(5) 中間処理 (破碎)

① 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設

[(株)新居浜鐵工所製 NS-152FE 型]

設置場所 鹿児島市本城町720番1、720番4

設置年月日 平成27年12月3日

処理能力 廃プラスチック類 8.64 t/日

紙くず 4.96 t/日

木くず 6.00 t/日

繊維くず 2.32 t/日

金属くず 9.28 t/日

ゴムくず 14.24 t/日

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

10.96 t/日

がれき類 16.24 t/日

許可年月日: 平成25年3月8日

許可番号: 廃指第188号

② 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(廃蛍光管、廃水銀灯、廃ナトリウム灯に限る)の破碎施設

[DEXTRITE 社 RDA-55EJ 型]

設置場所 鹿児島市本城町720番1、720番4

設置年月日 平成27年12月3日

処理能力 4.08 t/日

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年12月27日 変更届 (中間処理 (破碎) の取扱品目の変更: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)、以上2種類)

令和2年12月25日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無し

